

平成 19 年 11 月 13 日
内閣府大臣官房
「安心で質の高い暮らし」特命室

－安心で質の高い暮らしに向けた総点検－
生活安心プロジェクトに対する御意見の募集について

1. 意見公募期間

平成 19 年 11 月 13 日（火）から

（インターネット経由での意見は、平成 19 年 11 月 13 日（火）17:00 より受付）

2. 意見募集内容

国民生活の基本である「食べる～ホンモノのある食生活～」、「働く～働く人を大切にする雇用～」、「作る～子どもやお年寄りに優しい質の高い製品・施設づくり～」、「守る～暮らしの安心を守るルール作り～」、「暮らす～地域コミュニティ、安心生活空間の再生～」の 5 分野について、下記の質問に対する意見を募集します。

<質問 1> 日々の暮らしの中で改善してほしい点（50 文字以内）

<質問 2> 質問 1 でご記入いただいた点を解決するために、必要あるいは効果的と思われる対策、また改善してほしいと思ったきっかけ（実際の体験や背景、見聞きしたこと、あなたの考え方など）（500 文字以内）

3. 意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

- インターネット上の意見募集ページ（別添参照）

（URL：<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/tenken.html>）

（注：HP 立ち上げは、平成 19 年 11 月 13 日 17:00）

- 郵送の場合

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府大臣官房「安心で質の高い暮らし」特命室 あて

- ファクシミリの場合

番号：03-3581-0879

内閣府国民生活局総務課方 「安心で質の高い暮らし」特命室 あて

4. 注意事項

- 「インターネット上の意見募集ページ」以外の手段により、意見を提出する

場合は、以下のとおり記載をお願いします。(様式任意)

- ・ タイトル：生活安心についての意見
 - ・ 住所<必須>
 - ・ 氏名（法人の場合は、法人名及び連絡担当者名）<必須>
 - ・ 年齢<必須>
 - ・ 性別<必須>
 - ・ 職業<任意>
 - ・ 電話番号<任意>
 - ・ 電子メールアドレス<任意>
 - ・ 世帯の構成（「一人暮らし」、「夫婦だけ」、「夫婦と子ども」、「夫婦と子どもと親」、「それ以外」のうち、いずれか1つ）<任意>
 - ・ 分野（「食べる」、「働く」、「作る」、「守る」、「暮らす」のうち、該当分野を明記）<必須>
 - ・ 質問1に対する意見
 - ・ 質問2に対する意見
- 郵送の場合、封筒表面に「生活安心についての意見」と朱書きしてください。

5. 意見、個人情報の取扱いについて

- 御意見に対し、個別の回答は行いません。
- お寄せいただいたご意見等については、投稿者のお名前やご住所など個人を特定できる情報を除き、要約などをホームページ等で公表させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 電子メールアドレス、電話番号は、御意見の内容に不明な点があった場合等に、連絡、確認のためのみに使用します。
- ご記入いただいた個人情報の保護については十分留意し、上記以外の用途には絶対に使用しません。

本件問い合わせ先：

内閣府大臣官房「安心で質の高い暮らし」特命室

課長補佐 澤井 景子

政策企画専門職 笹島 竜生

電話：03-5253-2111（内線 84231、84235）

03-3581-9369（直通）